

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における  
特記仕様書（案）

【令和8年度 中之島における橋上空間等に関する調査検討業務委託】

# 特記仕様書（案）

## 1.本業務の目的

大阪では堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川からなる口の字の水の回廊を対象に、船が行き交い、多くの人が集い憩える水辺をめざし、水の回廊のさらなる活性化の取組みが進められている。また水の回廊に架かる橋梁においては、歴史的価値の高い橋梁や、広い歩行者空間を有する人道橋などが多くあるものの、様々な地域課題により高いポテンシャルが活かされていない状況にある。

これらの課題について、数多くある管理施設の1つである以上、行政のハード的な活動だけでは、十分な維持管理を実施することが困難であり、地元や沿道企業を巻き込んだソフト的な活動も必要である。

他方、近年道路法が改正され、「道路協力団体制度」や「歩行や利便増進道路制度」が創設されるなど、道路空間の新たな活用の可能性が広がってきている。

橋梁課においても新しい橋上空間の利活用モデルを構築すべく、これまでの水都大阪ブリッジテラス社会実験を通じて、空間デザインや民間主体の利活用や維持管理のあり方など橋を含めたエリアの将来像を示す「水都大阪ブリッジテラス2030ビジョン」の策定を令和8年5月に予定している。

本業務では、万博開催を契機に高まったまちづくりの機運を継承し、中之島にかかる橋梁を対象に、水都大阪ブリッジテラス2030ビジョンの実現に向けた取り組みを進めるものである。

なお、本業務を遂行するにあたり、別途業務「令和8年度 東横堀川における橋上空間等に関する調査検討業務委託」と連携し実施するものとする。

## 2.仕様書について

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による、業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞に基づき、実施しなければならない。業務委託遂行にあたって仕様書に定めなき事項もしくは疑義が生じた場合には、ただちに監督職員と協議すること。

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

## 3.単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いる単価及び歩掛は、設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和8年度版）を適用している。また単価表に歩掛が表示されている項目は参考であり、受注者は本業務の趣旨を十分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとする。

【積算基準関係図書】

設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和8年度版）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

## 4.委託期間

委託期間は、契約日より令和10年3月31日までとする。

## 5.業務の内容

### ①現地踏査及び現状整理（3橋）

- 対象橋梁及びその周辺について現地踏査（昼、夜）を行い、目視で確認できる課題を把握整理する。
- 地元、沿道企業等の意見やこれまで実施してきた社会実験等を踏まえ、橋梁のもつポテンシャルを把握するとともに、課題の検証に基づき実施できたこと、今後実施すること、引き続き確認や検証が必要なことについて整理する。

### ②社会実験の企画・運営（3橋）

- 令和8年度及び令和9年度の社会実験は、各橋とも秋を中心とした実施を予定するものとし、関係者等との協議調整を図った上で、社会実験の企画、準備、運営、検証に必要な調査を行うものとする。
- 社会実験実施時における、アートによる新たなコンテンツの創出・連携、情報発信、橋上空間等の利活用の適正化（音量等）を図るための対応策等検討すること。

#### 1)錦橋

- これまでに実施した社会実験の検証結果や錦橋の現状、並びに周辺を取りまく状況を踏まえた上で、近隣企業が主体となるよう、その支援を行う。
- 社会実験の実施等の際し、関係者との打合せを行うものとし、回数は10回を予定する。
- 社会実験における検討項目としては、以下を想定しており、内容が変更になる場合は、監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。

検証項目	<ul style="list-style-type: none"><li>マネタイズモデル（飲食や物販、スポンサー花壇、ネーミング）</li><li>ライトアップ（袖壁：令和8年度のみ）</li><li>仮設ファニチャーによる空間活用（滞在性・通行の安全性・販売の収益性向上）</li><li>情報発信機能（情報板コンテンツ）</li></ul>
日数・規模	<ul style="list-style-type: none"><li>令和8年度：6日間（標準規模※1）、3日間（小規模※2）</li><li>令和9年度：6日間（標準規模※1）、6日間（小規模※2）</li></ul>

※1：橋上を全面的に利用（7～8時間/回程度）

※2：橋上の一部を利用（月に1回（平日）のマルシェ等）

- 橋上の植栽樹撤去後の仮設ファニチャーや、橋詰空間へ情報発信案内板を設置し、滞留空間や利活用空間としてのあり方や管理運営における課題等の検証を行う予定であり、それに必要な費用（材料・設置費）、デザイン検討については本業務に含むものとする。
- 社会実験の検証に関しては、交通量やアンケート等の調査を行うものとする。
- 令和8年度の社会実験期間において、袖壁のライトアップを実施することとし、必要となる機器等の調達及び設置は、本業務に含むものとする。  
その後の本整備における専門家を交えた監修は、別途業務で行うものとするが、社会実験結果やアンケート結果等について情報共有するなど連携すること。
- その他の社会実験の実施に必要な資機材の調達を含む必要な経費は、基本的に本業務に含むものとするが、これにより難しい場合は監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。
- 令和8年度に、橋上暫定整備工事を予定しているが、本整備内容における課題や留意点をあげ、地元等と連携した上で、効果検証をおこなう。

## 2)中之島ガーデンブリッジ

- これまでに実施した社会実験の検証結果や中之島ガーデンブリッジの現状、並びに周辺をとりまく状況を踏まえた上で、地域や企業、大学との連携を図りながら社会実験を実施する。
- 社会実験の実施等の際し、関係者との打合せを行うものとし、回数は10回を予定する。
- 社会実験における検討項目としては、以下を想定しており、内容が変更になる場合は、監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。

検証項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マネタイズモデル（飲食常設化・定常化、スポンサー花壇、広告）</li> <li>• 案内誘導機能（橋下から橋上へ）</li> </ul>
日数・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和8年度：10日（小規模※1）、12日（標準規模※2）、2日（大規模※3）</li> <li>• 令和9年度：10日（小規模※1）、12日（標準規模※2）、2日（大規模※3）</li> </ul>

※1：橋上の一部を利用（平日のお弁当販売程度）

※2：橋上を全面的に利用（月に1回（平日）のマルシェ等）

※3：橋上を全面的に利用（複数のコンテンツの実施や縁日等）

- 社会実験の検証に関しては、交通量やアンケート等の調査を行うものとする。
- 社会実験の社会実験の実施に必要な資機材の調達を含む必要な経費は、基本的に本業務に含むものとするが、これにより難しい場合は監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。

## 3)水晶橋

- これまでに実施した社会実験の検証結果や水晶橋の現状、並びに周辺をとりまく状況を踏まえた上で、企業、大学との連携を図りながら社会実験を実施する。社会実験の実施にあたっては、中之島公園での社会実験等と連携を踏まえた内容とすること。
- 社会実験の実施等の際し、関係者との打合せを行うものとし、回数は10回を予定する。
- 社会実験における検討項目としては、以下を想定しており、内容が変更になる場合は、監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。

検証項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マネタイズモデル（飲食常設化・定常化、スポンサー花壇・ベンチ、水上体験）</li> <li>• 可変ファニチャーによる空間活用（滞在性）</li> <li>• アート等の新たなコンテンツの有効性</li> <li>• 橋体内の活用</li> </ul>
日数・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和8年度：10日（小規模※1）、4日（中規模※2）</li> <li>• 令和9年度：10日（小規模※1）、4日（中規模※2）</li> </ul>

※1：橋の一部を利用（平日のお弁当販売程度）

※2：橋上を全面的に利用（7～8時間/回程度）

- 社会実験の検証に関しては、交通量やアンケート等の調査を行うものとする。
- 社会実験の実施に必要な資機材の調達を含む必要な経費は、基本的に本業務に含むものとするが、これにより難しい場合は監督職員と設計変更に係る協議を行うものとする。
- 水辺空間（導流堤）での検証について、関係事業者と連携して実施すること。  
また、水辺空間を活用したマネタイズモデル検証に必要な運航に際し、水上アクティ

ビティ業者の運営補助を行うこと。

- ・中之島広場で実施しているイベント（蚤の市等）と企画連携して、実施すること。

### ③社会実験の全体総括・今後の方針整理（3橋）

- ・これまでに実施した社会実験について検証し、①持続的な維持管理体制・管理運営スキーム、②インフラ等の整備、③ロードマップを主な項目として全体を総括し、今後の方針なるアクションプラン（（仮称）橋上空間等のマネジメント基本方針）をとりまとめる。
- ・アクションプラン（（仮称）橋上空間等のマネジメント基本方針）のとりまとめにあたっては、令和8年5月頃に策定予定の橋を含めたエリアの将来像をまとめたビジョン（（仮称）水都大阪ブリッジテラス2030ビジョン）も踏まえ、各橋の管理や再整備等に係る具体的な取組方針を示すものとし、沿道企業や地域住民等との意見交換、学識経験者から意見聴取の結果反映する。

### ④広報資料の作成等

- ・大阪市の橋梁PRに関する広報資料の作成等を行うこと。
- ・内容としては、既存パンフレットの更新又は作成、展示用のパネル作成及び展示（4回程度）、その他イベント対応（他事業の広報活動イベント）（4回程度）を想定しているが、具体的な内容については監督職員との協議により決定する。なお、印刷が必要な場合は設計変更を行う。

### ⑤学識経験者等への意見聴取に向けた資料作成等

- ・業務実施にあたり、将来の維持管理体制の構築に向けた利活用スキームの検討や他都市ヒアリング等、学識経験者等への意見聴取に必要な資料を作成し、監督職員とともに聴取を行う。なお、意見聴取結果を業務の内容に反映させるものとする。

### ⑥関係機関との協議資料作成

- ・社会実験の実施にあたり、各関係機関との協議を想定しているため、協議に必要な資料を監督職員と調整の上、作成する。協議は河川管理者、道路管理者、交通管理者等とし、5機関程度（1年に2回）を想定しているが、協議数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。ただし、同じ協議資料である場合は、それに含まない。また、関係機関との協議時には、監督職員と同席することを基本とし、協議内容については毎回議事録を作成してその都度提出すること。

### ⑦その他資料作成等

- ・公民連携の推進に資する各種協議資料の作成を行う。具体的な内容については監督職員との協議により決定する。なお、印刷が必要な場合は設計変更を行う。

## 6.打合せ

- ・打合せは業務着手時及び成果品納入時、中間打合せ8回を行う。なお、協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出する。打合せ回数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。

## 7.報告書作成

- ・業務成果として報告書を作成すること。
  - ✓ 報告書（無線綴じ製本） 5部

- ・報告書の冒頭に全体のダイジェスト版を添付する。作成にあたっては Microsoft Word 又は Microsoft PowerPoint を基本とし、A4版10枚程度とする。
- ・巻末に参考資料として、ダイジェスト版について、Microsoft PowerPointを基本としてまとめること
- ・電子データをCD-RまたはDVD-Rで作成し、報告書巻末に添付すること。
- ・電子データには、報告書のオリジナルデータ及びPDFデータを収めるとともに、英文でダイジェスト版を作成し収めること。

## 8.成果品

- ・成果品の内容については、委託の業務について必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。
- ・成果品の納品は次を基本とし、提出前に監督職員の確認を得ること。電子データは、オリジナルデータ及びPDFデータを収めること。
  - ①電子データ 2部（CD-R または DVD-R）
  - ②紙ベース 1部（A4判パイプ式ファイル）
- ・受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。
- ・CD-R または DVD-R へのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の作成イメージは別紙-1を基本とする。

## 9.管理技術者並びに照査技術者

管理技術者は、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とする。また、照査技術者についても、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とし、共通仕様書に基づき照査を実施すること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。
- エ. RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。

## 10.その他

- ・成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- ・公的機関以外での立入りがある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- ・関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により修正等が生じたときは監督職員の指示に従い業務遂行に努めるものとする。
- ・本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。
- ・コンプライアンス（公益通報）については、別紙-2のとおりとする。
- ・生成AI利用に関する特記仕様書については、別紙-3のとおりとする。

成果品の製作イメージ

DVDーR



A4ファイル

	○○○○○○○○○○ 業務委託 ○年○月	委託名称 : ○○○
		完成年月日 : ○○○

## 特記仕様書

### （条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

### （調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

**生成 AI の利用規定**

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。